

社会福祉法人恵仁福祉協会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- ・平成29年4月～ 事業推進会議(管理監督職)において、就業規則(年次有給休暇)第42条について事業所職員への周知促進を促す。
- ・平成30年4月～ 啓発掲示物を以て、計画的な年次有給休暇取得促進を図る。

目標2：男性の育児休業又は、子の看護休暇、育児の為の特別休暇等の取得促進

<対策>

- ・平成30年4月～ 育児休業等について、啓発掲示物を以て、男性職員を含む子育て目的の休暇等の取得促進を図る。